

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

相続税の改正

Q : 今年から相続税が増税になったと聞きますが、どのようになったのですか？

A : 基礎控除が4割下がり、最高税率が上がりました。

【解説】

相続税の取扱いは、平成25年度の税制改正で改正され、平成27年1月1日以後の相続から、次のようになりました。

①基礎控除

基礎控除(正確には遺産に係る基礎控除額といいます)とは、正味の遺産総額がこの額までであれば相続税はかからないという額ですが、次のように改正されました。

【改正前】5,000万円+1,000万円×法定相続人数

【改正後】3,000万円+600万円×法定相続人数

②相続税率

各相続人の法定相続分相当額	改正前	改正後
1億円超2億円以下の金額	40%	40%
2億円超3億円以下の金額	40%	45%
3億円超6億円以下の金額	50%	50%
6億円超の金額	50%	55%

※1億円以下の金額については、変更ありません。

